

議 第 4 号

犯罪被害者等に対する支援の充実を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
法 務 大 臣 あ て  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
国家公安委員会委員長

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

犯罪等の被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪等による心身や財産への被害のほか、収入の途絶による経済的困窮、刑事手続への協力や報道対応による精神的負担等、様々な困難に直面する。

我が国では、2004年の犯罪被害者等基本法成立以降、犯罪被害者等基本計画が定められ、犯罪被害給付制度が拡充されるなど、犯罪被害者等に対する支援施策が整備されてきた。

しかしながら、犯罪被害者等が損害賠償を確実に受けるための制度や、国による損害補償制度、被害直後から弁護士の支援を公費により受けられる制度等はいまだ実現していない。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立や、犯罪被害者支援条例等による取組の状況も地域により大きな格差がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、犯罪被害者等が早急に被害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるようにするため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 犯罪被害者等が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための法整備等を行うこと。
- 2 犯罪被害者等に対する補償に向けて、経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を実施すること。
- 3 全ての犯罪被害者等が、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 各都道府県が、性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを設置できるよう、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地方自治体が、条例等に基づき独自に行う犯罪被害者支援等の取組に対し財政的支援を行うこと。